

【61用語】

依命（いめい）…上からの命令によること

通牒（つうちょう）…上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令

敏捷（びんしょう）…素早いこと、すばしいこと

回議（かいぎ）…担当者が議案を作成し、関係者間に順次回送して意見や事
前の承諾を求めること

異動（いどう）…地位や勤務などがかわること

【61解説】

国の一地方官庁であった群馬県は、庁内の事務処理や文書作成等に関して明治十九年（一八八六）七月処務細則を制定したが、その後、事務の複雑化や多様化などによって細則は改正を重ねた。一方、文書の編纂保存に関しては、明治七年九月制定の「簿書編纂規則」以降、「簿書保存規程」または「本庁文書保存規則」等に改正、整備された。また文書の用紙についても、明治十年九月保存を要する文書は上半紙を使用することが定められた。

本文書は、大正四年（一九一五）三月に県の知事官房から内務部各課長へあてた通達で、諸経費の節約と文書作成の迅速化を図るため、用紙には西洋紙を使用するよう命じている。さらに同十三年八月には、起案文書等の作成方法のほか、用紙には西洋紙の使用、筆記具にはペン・インクを使用するよう通達した。